

公益財団法人全国競馬・畜産振興会 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(平成 25 年 8 月 1 日 会長達第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第 2 条 常勤役員の報酬等は、本俸及び役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員に対し支給する報酬は、評議員会・理事会出席謝金とし、その額は評議員会又は理事会への出席の都度 1 日あたり 15,000 円（税込）以内とする。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、その都度 1 日あたり 15,000 円（税込）以内とする。

3 評議員に対し支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第 13 条第 1 項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度 1 回あたり 15,000 円（税込）以内とする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

5 第 1 項から第 3 項までに定める報酬等のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第 3 条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、理事会及び評議員会への出席等の都度支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第 4 条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第 1 項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第 5 条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第 6 条 第 2 条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和 25 年法律第 61 号)の規定の例による。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

附 則 (平成 25 年 8 月 1 日 会長達第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、振興会が公益認定を受け、移行の登記をした日(以下「登記日」という。)から施行する。

(廃止規程)

2 財団法人全国競馬・畜産振興会常勤役員の報酬等の支給に関する規程(以下「旧規程」という。)は、登記日をもって廃止する。

附 則 (平成 26 年 6 月 30 日 会長達第 4 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。

2 この規程による改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

(報酬の内払)

3 前項の場合において、改正前の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 4 月 15 日 会長達第 3 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 8 日 会長達第 2 号）
この通達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日 会長達第 1 号）
この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（月額）

役職	本俸	役員手当
会 長	896,000 円以内	385,000 円以内
常務理事	850,000 円以内	324,000 円以内